資料１-２

芦屋港プレジャーボート係留施設専門分科会

第２回会議検討資料

[係留隻数、収支予測に関する検討用参考資料]

目　次

ページ

1.　意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定 ・・・・1

2.　他県や圏外利用者数獲得に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）芦屋港周辺の漁場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　１）福岡県における芦屋港海域の漁業状況・・・・・・・・・・・・・・・3
　　２）芦屋港近海の魚種漁場状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）利用者の高齢化と県外利用者獲得活動・・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）全国におけるプレジャーボート利用者推移と高齢化の状況確認・・・・6

3.　芦屋港 PB 係留施設収支予想の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（１）利用料金の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　１）類似施設の利用料金の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（２）芦屋港 PB 係留施設の支出の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　１）事例における経費項目の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　２）PB 係留施設における経費の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1. 意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定

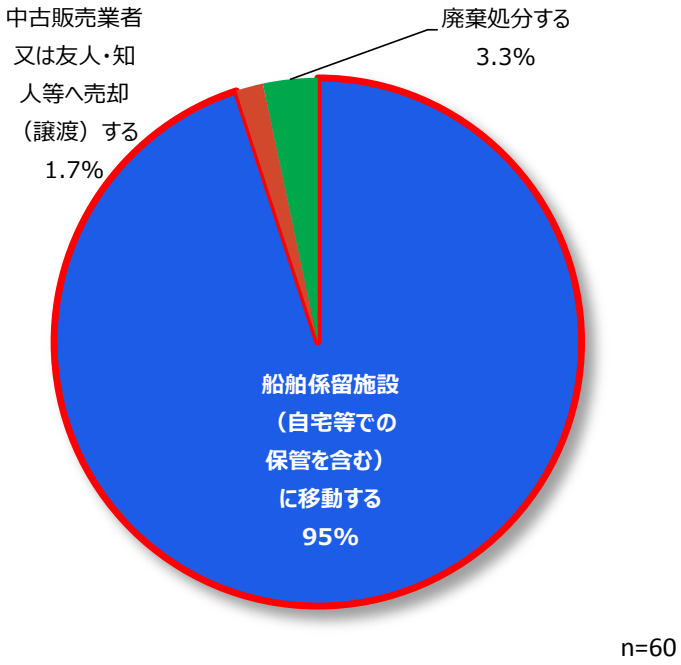

図 1　重点的撤去区域に指定された船を移動する割合【①】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査（H29.9）

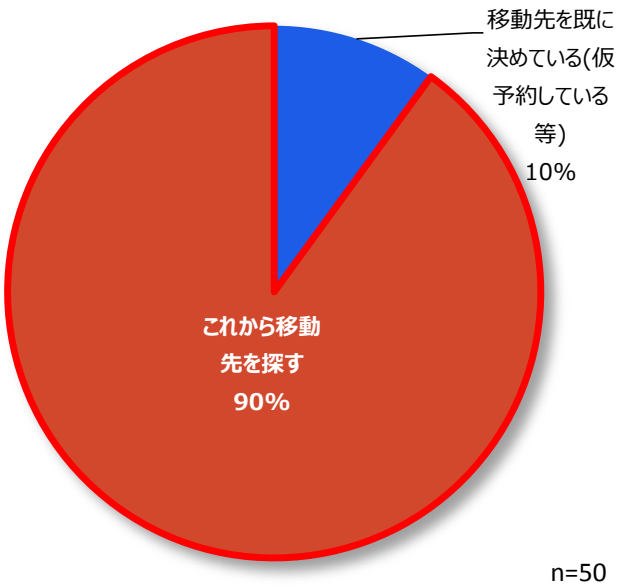

図 2　船を移動する場合、これから移動先を探す割合【②】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査（H29.9）

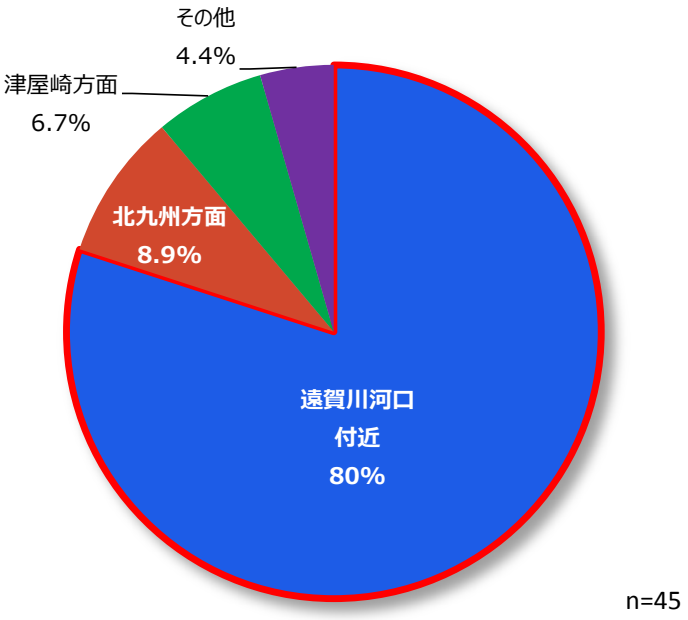

図 3　これから移動先を探す場合、遠賀川河口付近を希望する割合【③】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査（H29.9）

2. 他県や圏外利用者数獲得に向けた課題

（１）芦屋港周辺の漁場について

九頭竜川 BP のヒアリング結果では、「BP 近くの沖に良好な漁場が存在している」が理由の一つとしてあげられていた。そこで、芦屋港周辺の漁場について整理した。

１）福岡県における芦屋港海域の漁業状況

福岡県には、外海性の築前海、内湾性の有明海と豊前海の 3 つ海が存在する。芦屋港は、その中の外海性の築前海に位置している。

【筑前海の漁場特性について】

- 対馬東水道に位置し、対馬暖流の影響を受ける外海性の海域である。
- 水深は 120m 以浅でなだらかに傾斜する陸棚域であり、天然礁が多く分布している。
- 沿岸や島周辺の岩礁域には藻場が形成されている。
- 浅海域が広がっているため餌生物が豊富である。
- 主要魚種は、沖合の対馬暖流から南下北上移動するマダイ、イサキ、マアジ、ブリ等の広域回遊魚である。※H21 のマダイの漁獲量は全国 1 位（H26 は全国 2 位）

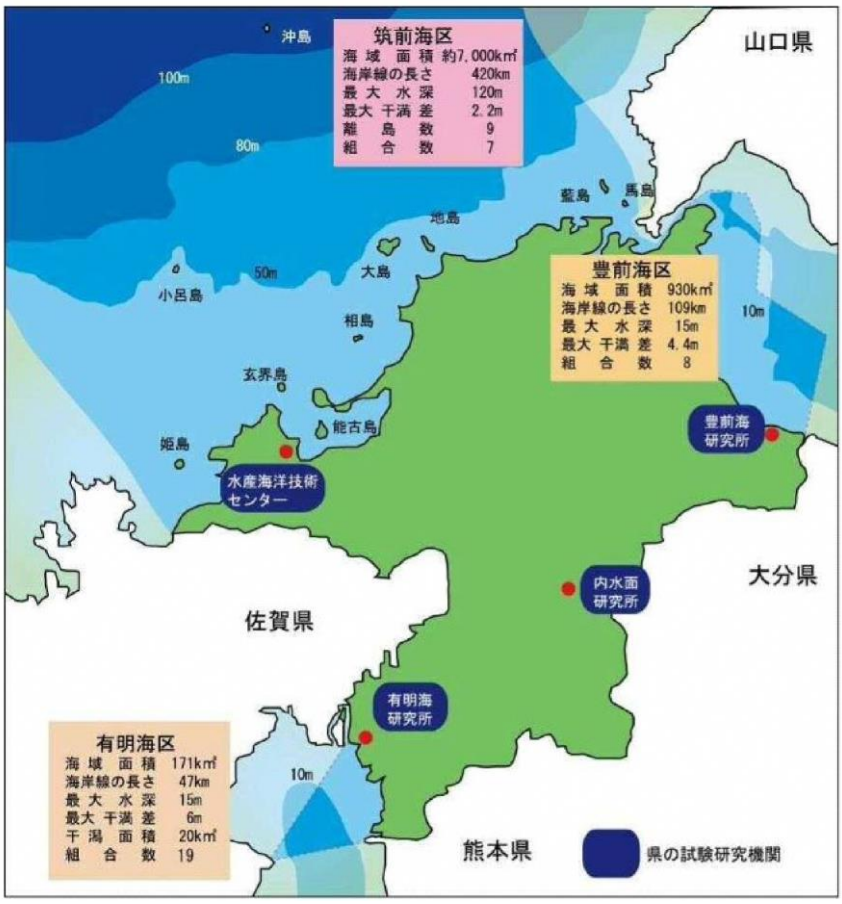

図 4　福岡県の漁場概要図

出典：福岡の漁港漁場 2014（福岡県 HP）

２）芦屋港近海の魚種漁場状況

遠賀川の河口から海にかけて漁場が存在しており、福岡県でも釣り人に親しまれている漁場である。釣れる魚と漁場は下図の通りである。

図 5　芦屋港周辺で釣れる魚種

出典：釣場データベース HP
http://www.q.turi.ne.jp/turiba_DB/fukuoka/FKw_ashiya.html

◆芦屋港周辺における漁場についての考察

当地域は、福岡県外洋性の豊富な餌場海域にあり元来すぐれた漁場である。なかでも芦屋港周辺から遠賀川河口から海にかけては、多くの種類の魚が生息しており良好な釣り場であると判断できる。

（２）利用者の高齢化と県外利用者獲得活動

九頭竜川 BP のヒアリング調査結果では、当該施設の利用者年齢層が高くなっており、利用者の大半は 60 歳代～70 歳代であり、80 歳代の利用者もおられるようである。

この状況を踏まえ、九頭竜川 BP では、中京圏や関西圏で開催されるボートパークショー等のイベントに出向き、県外客獲得のために宣伝広報活動（営業活動）を実施している。

芦屋港 PB 係留施設においても、良好な漁場が存在するだけに、県外等の圏域利用者を獲得するためにも九頭竜川 BP と同様に宣伝広報活動などを積極的に行う必要があると考える。

（３）全国におけるプレジャーボート利用者推移と高齢化の状況確認

全国におけるプレジャーボートの利用者推移等と高齢化状況を確認した。既往調査資料である、「全国一斉マリンレジャーアンケート調査（平成 23 年 1 月　全国一斉マリンレジャーアンケート実行委員会）」や、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に対する推進計画（平成 25 年 5 月　国土交通省水産庁）の報告によると、下記のような状況であることが判断できる。

- プレジャーボートの保有隻数は、2000 年度の 106 千隻をピークに減少の一途を辿っており、2014 年度においては、ピーク時の約 41%減である 62 千隻になっている。
- 免許新規取得者とマリンレジャー参加人口ともに、年度により増減のバラ付きがあるものの全体としては減少傾向で推移している。＜次頁**図 7** 参照＞
- ボートオーナーの年齢構成に関しては、平成 5 年次では 30 歳～50 歳の年齢層が約 60%を占めていたが、平成 22 年次では、30 歳～50 歳は約 30%に減少しており、変わって 50 歳以上が 65%を占めている。＜次頁**図 8** 参照＞

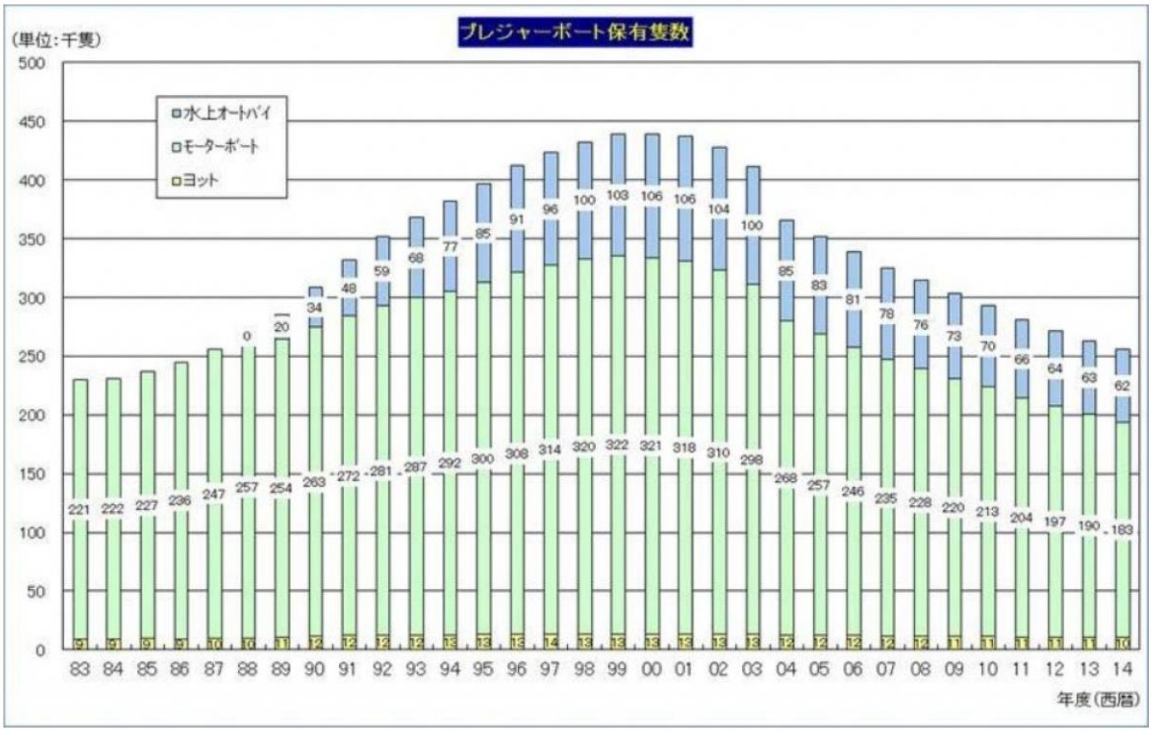

図 6　全国プレジャーボート保有隻数推移

出典：全国一斉マリンレジャーアンケート調査（平成 23 年 1 月）
（全国一斉マリンレジャーアンケート実行委員会）

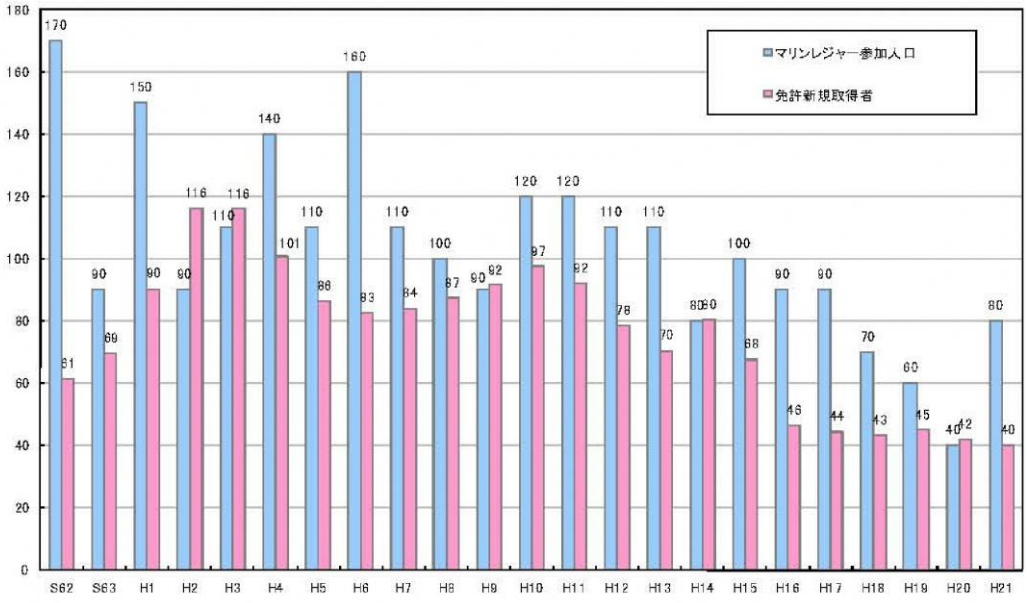

図 7　免許取得者およびマリンレジャー参加者の推移

出典：プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に対する推進計画
（平成 25 年 5 月　国土交通省水産庁）

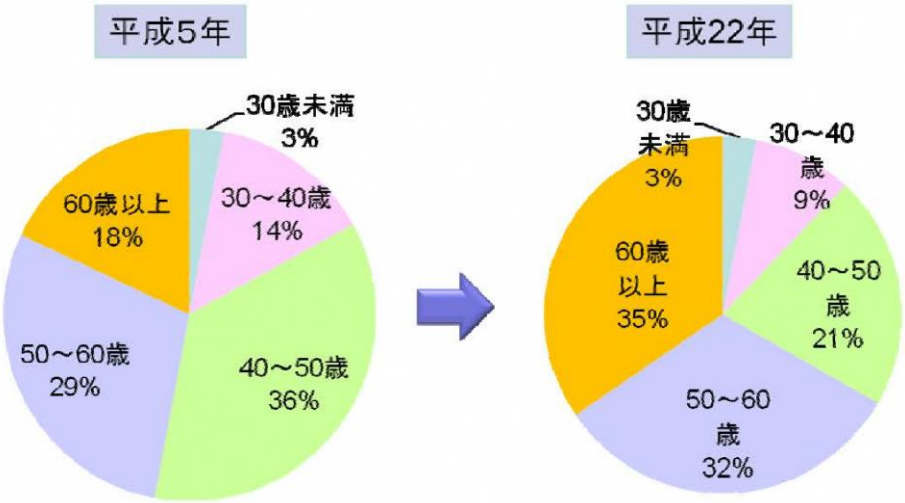

図 8　ボートオーナー年齢構成推移

出典：プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に対する推進計画
（平成 25 年 5 月　国土交通省水産庁）

3. 芦屋港 PB 係留施設収支予想の検討

（１）利用料金の検討

１）類似施設の利用料金の整理

下記の複数の類似施設（ボートパーク）における利用料金の整理を行った。

①脇田漁港フィッシャリーナ（福岡県北九州市）

利用料金：1,310 円／m／月（1m 当り 1 ヵ月料金、艇長 1m 未満の端数は繰上げ）

例）艇長 6m：94,320 円／年（7,860 円／月）、艇長 9m：141,480 円／年（11,790 円／月）

②鳥取港ボートパーク（鳥取県）

表 1　鳥取港 PB 係留施設の利用料金一覧

区分		料金（年間 1 区画あたり）
賀露地区	水域	65,000 円（8m 未満）、82,000 円（8m 以上）
千代地区	水域	74,000 円（6m 未満）、99,000 円（6～8m 未満）
	陸域	37,000 円（6m 未満）、50,000 円（6～8m）、63,000 円（8m 以上）

③ボートパーク広島（広島県）

表 2　ボートパーク広島の利用料金一覧

パース呼称	対象艇（実測延長）	月額係留利用金額（円／1 月）	月額設備利用料（円／1 月）	年間係留利用金額（円／1 年）	保証金
7m	～8m	16,200	2,160	220,320	90,000
8m（水道のみ）	～9m	18,900	2,376	255,312	105,000
8m（陸電使用）			7,776	320,112	
8m（陸電不要）			5,076	287,712	
9m（水道のみ）	～10m	21,600	2,592	290,304	120,000
9m（陸電使用）			8,316	358,992	
9m（陸電不要）			5,256	322,272	
陸電 11m	～13m	31,320	11,232	510,624	174,000
陸電 14m	～16m	52,920	13,500	797,040	294,000

出典：ボートパーク広島 HP
http://www.boatpark-hiroshima.co.jp/guidance/

④福井港九頭竜川 BP（福井県）

表 3　福井港九頭竜川ボートパークの利用料金一覧

施設名	利用料金算定基礎	利用料金額(円)《消費税込》	
		1 隻 1 か月あたり	1 隻 1 年あたり
船揚場	艇長 7m 未満	5,510 円	55,100 円
	艇長 7m 以上 7.5m 未満	7,020 円	70,200 円
	艇長 7.5m 以上 8.5m 未満	8,100 円	81,000 円
	艇長 8.5m 以上 9.5m 未満	9,180 円	91,800 円
	艇長 9.5m 以上	10,260 円	102,600 円
浮桟橋	艇長 7m 未満	15,450 円	154,500 円
	艇長 7m 以上	19,440 円	194,400 円

表 4　福井港九頭竜川ボートパークの船舶揚降施設利用料金

利用料金算定基礎	上下架料金(円) 《消費税込》	詳　細
艇長 10m 未満	1 往復　2,100 円	利用者立ち会いのもと管理者が揚降
	1 往復　4,200 円	利用者不在で管理者が揚降・係留
艇長 10m 以上	1 往復　3,200 円	利用者立ち会いのもと管理者が揚降
	1 往復　6,400 円	利用者不在で管理者が揚降・係留

表 5　福井港九頭竜川ボートパークの施設利用料金（その他の施設の共益費）

保管場所	利用料算定基礎	利用料金（年間）
陸上保管	一律	32,400 円
係留保管（水面）		32,400 円
ビジター	別途相談	

⑤芦屋マリーナ株式会社（福岡県芦屋町）

表 6　芦屋マリーナの利用料金一覧

区分（船艇長）	年間艇置料	保証料	上下架料（往復） 契約艇（ビジター艇）
6.0m 未満	180,000 円	108,000～140,400 円	3,240 円 （5,400 円）
6.0m 以上～7.5m 未満	190,000 円	140,400 円	
7.5m 以上～7.8m 未満	216,800 円		4,320 円 （6,480 円）
7.8m 以上～8.1m 未満	227,600 円		
8.1m 以上～8.4m 未満	238,400 円		
8.4m 以上～8.7m 未満	259,200 円	162,000 円	

8.7m 以上～9.0m 未満	270,000 円		

⑥柏原漁港（福岡県芦屋町）

◆主な施設概要

- ✓ 現在使用隻数は 33 隻であり、現在満隻である。（全て水面係留）
- ✓ 当施設は、柏原漁港に設置された仮設のボートパークである。
- ✓ 一般的なボートパークに配備されている係留設備はない。

◆利用料金

利用料金：23～27 円／m／日（1m 当り 1 日料金、艇長 1m 未満の端数は繰上げ）

例）船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 6m 未満：54,750 円／年（25 円×6m×365 日）

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 7m 未満：63,875 円／年

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 8m 未満：73,000 円／年

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 9m 未満：82,125 円／年

当該施設の使用料に関しては、芦屋町漁港管理条例の中で定められており第 13 条第 1 項に明記されている。その条例（一部）を下記に示す。

表 7　芦屋町漁港管理条約（抜粋、柏原漁港の使用料規定）

区分	単位		料金	備考
船舶の幅が 2 メートル以下の船舶	船舶の長さ 1 メートルにつき	日額	23 円	（1）船舶の長さに 1 メートル未満の端数があるときは、1 メートルとして計算する。 （2）1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
船舶の幅が 2 メートルを越え、3 メートル以下の船舶	船舶の長さ 1 メートルにつき	日額	25 円	
船舶の幅が 3 メートルを越える船舶	船舶の長さ 1 メートルにつき	日額	27 円	

出典：芦屋町 HP（芦屋町漁港管理条例第 13 条第 1 項から抜粋）

⑦津屋崎ヨットハーバー（福岡県福津市）

◆主な施設概要

- ✓ 収容可能隻数：168 隻（平成 29 年 9 月時点で、収容余力 2 隻）

◆利用料金

利用料金は、浮桟橋と陸上で料金が異なっており、其々 1 m毎に月額使用料が加算されるように設定さている。

浮桟橋：船舶の長さ 1 mにつき月額 1,290 円（1 時利用の場合 350 円）

陸　上：船舶の長さ 1 mにつき月額 1,830 円（1 時利用の場合 340 円）

例）船長 7m の場合

浮桟橋：108,360 円／年（1,290 円×7m×12 ヵ月）

陸　上：153,720 円／年（1,830 円×7m×12 ヵ月）

船長 8m の場合

浮桟橋：123,840 円／年（1,290 円×8m×12 ヵ月）

陸　上：175,680 円／年（1,830 円×8m×12 ヵ月）

⑧福間小型船舶係留施設（福岡県福津市）

◆主な施設概要

- ✓ 収容可能隻数：99 隻（平成 29 年 9 月時点で、収容余力 11 隻）
- ✓ 陸上保管隻数：44 隻
- ✓ 水面保管隻数：44 隻

◆利用料金

利用料金は、水面と陸上で料金が異なっており、其々１ｍ毎に月額使用料が加算されるように設定さている。

水面：船舶の長さ１ｍにつき月額 2,010 円

陸上：船舶の長さ１ｍにつき月額 1,830 円

例）船長 7m の場合

水　面：168,840 円／年（2,010 円×7m×12 ヵ月）

陸　上：153,720 円／年（1,830 円×7m×12 ヵ月）

船長 8m の場合

水　面：192,960 円／年（2,010 円×8m×12 ヵ月）

陸　上：175,680 円／年（1,830 円×8m×12 ヵ月）

（２）芦屋港 PB 係留施設の支出の算定

１）事例における経費項目の整理

（株）九頭竜川マリーナでは、社長含め社員 3 人とアルバイト 1 名で日常業務を行っている。但し、浚渫工事においては福井県が実施していると報告を受けている。

【一般管理における補足】

- 「役員」は 3 名であり、上記報酬は殆ど社長が受け取っている。
- 「車両費」は、フォークリフト 1 台、軽トラック 1 台、普通車 1 台である。
- 保険料は、売上額と面積によって現在の額が決まっている。
- 「県業務委託費」は、（株）九頭竜川マリーナから福井県に支払っている額であり、浚渫工事の数%相当と報告を受けている。

次頁に、（株）九頭竜川マリーナの平成 27 年度決算報告書内の一般管理費を示す。

表 8　（株）九頭竜川マリーナの平成 27 年度一般管理費一覧

自　平成 27年 4月 1日
至　平成 28年 3月31日　　（単位：円）

科目	金額	
役員報酬	9,000,000	
給料手当	10,821,000	
雑給	1,287,025	
法定福利費	2,045,472	
福利厚生費	88,149	
荷造運賃	15,682	
船台費	100,000	
交際接待費	134,774	
車輌費	734,563	
通信費	537,927	
水道光熱費	1,518,632	
租税公課	1,804,619	
消耗品費	334,734	
事務用品費	95,529	
賃借料	829,680	
修繕費	1,120,947	
保険料	5,580,039	
支払手数料	228,554	
減価償却費	1,318,649	
燃料費	530,554	
諸会費	76,000	
県業務委託費	3,885,000	
食料費	10,933	
備品購入費	2,441,961	
委託費	307,489	
部品購入費	150,660	
雑費	883,079	45,881,651
合計		45,881,651

出典：福井港九頭竜川ボートパーク現地調査受領資料

２）PB 係留施設における経費の分類

前頁にて掲載した、（株）九頭竜川マリーナの平成 27 年度決算報告書内の一般管理費の各経費項目に対し、固定経費と変動経費の仕訳を行った。この経費の仕訳にあたっては、下記の 2 種類の資料を参考に実施した。

資料 1：「中小企業の原価指標」内の費用分解基準（中小企業庁 HP）
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_05c_4_3.html

資料 2：営業調査積算要領（愛媛県 HP）
http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

■資料 1：「中小企業の原価指標」内の費用分解基準（中小企業庁 HP）

当資料では、製造業と卸・小売業、そして建設業の 3 業種の固定費と変動費が掲載されている。この中で、比較的類似点が多い、「卸・小売業」の固定費と変動費は、下記の通りとなっている。

表 9　中小企業の原価指標内の卸・小売業に関する費用分解基準

	経費項目
固定費	販売員給与手当、車両燃料費（卸の場合は 50%）、車両修理費、販売員旅費、交通費、通信費、広告宣伝費、その他販売費、役員給与手当、事務員給与手当、福利厚生費、減価償却費、交際・接待費、土地建物賃借料、保険料（卸の場合は 50%）、修繕費、光熱水道料、支払利息、割引料、租税公課、従業員教育費、その他管理費
変動費	売上原価、支払運賃、支払荷造費、支払保管料、車両燃料費（卸の場合は 50%）、保険料（卸の場合は 50%）

出典：中小企業庁 HP
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_05c_4_3.html

■資料 2：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

当資料の中には、費用分解基準一覧表として、製造業、建設業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業の 5 業種の変動費と固定費の仕訳が、表内に「×」と「○」で区分されている。

その表を次頁以降にしめす。

表 10　費用分解基準一覧表（その１）

番号		勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備　　考
				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1		売　上　高								
	①	総売上高								
	②	売上値引								
		売上戻り高								
		返品戻り高								
	③	雑　収　入	作業屑、貯蔵品、原材料の処分屑等リベート受取保険料							
2		売　上　原　価								
	①	期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
	②	商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入れ運賃を含む。
	③	仕入値引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
		仕入戻し高		×		×	×	×	×	
	④	期末商品棚卸高		×		×	×	×	×	
3		製　造　原　価								
	①	期首材料棚卸高		×				×		
	②	材料仕入高		×				×		材料の引取費用、材料副費を含む。
	③	期末材料棚卸高		×				×		
	④	賃　　金		○						
	⑤	賞　　与		○						引当金の繰入、戻入は除く。
	⑥	雑　　給		×						臨時雇員に対する臨時的な賃金、給与
	⑦	法定福利費		○						
	⑧	厚　生　費		○						
	⑨	特許権利使用料		×						
	⑩	試験研究費		○						
	⑪	退　職　金		○						引当金の繰入、戻入は除く。

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）
http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

表 11　費用分解基準一覧表（その２）

番号		勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備　　考
				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑫	外注加工費		×						
	⑬	電　力　費 ガス、水道代	動　力　費 光　熱　費	×						基本料金は除く。
	⑭	運　搬　費		×						外注運賃、自社車両費（燃料費、修繕費）を含む
	⑮	減価償却費		○						
	⑯	修　繕　費		○						
	⑰	租税公課		○						
	⑱	賃　借　料	不動産賃借料、機械等リース、レンタル料	○						
	⑲	保　険　料		○						
	⑳	消耗品費		×						工場・事務用消耗品、消耗工具・器具を含む。
	㉑	旅　　費		○						
	㉒	交　通　費		○						
	㉓	通　信　費		○						
	㉔	保　管　費		○						
	㉕	雑　　費		○						
4		工　事　原　価	（建　設　業）							
	①	材　料　費			×					
	②	仮設経費			×					仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③	機械等経費			×					機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	④	退　職　金			○					現場従業員に対するもの
	⑤	外　注　費			×					労務下請をしている場合の賃金を含む
	⑥	動力用水光熱費			×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務管理で使用した経費
	⑦	労務管理費			○					労務者の募集、解散の費用、作業用具、作業用被服、宿舎用品等

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

表 12　費用分解基準一覧表（その３）

番号		勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備　　考
				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑧	設　計　費			×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨	運　搬　費			×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩	地代家賃			○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪	事務用消耗品費			○					
	⑫	通信交通費			○					
	⑬	交　際　費			○					
	⑭	補　償　費			○					道路、河川、隣接物の毀損等に対する補償費の額
	⑮	労　務　費			×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	⑯	租税公課			○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰	保　険　料			○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱	現場従業員給料手当			○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等（労務者の賃金等は含まず）
	⑲	法定福利費			○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料、共済組合掛金等
	⑳	福利厚生費			○					現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	㉑	雑　　費			○					
5		販売費・一般管理費								
	①	販売員給与		○	○	○	○			
	②	販売員旅費		○	○	○	○			

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）
http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

表 13　費用分解基準一覧表（その４）

番号		勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備　　考
				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	③	広告宣伝費		○	○	○	○	○	○	
	④	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
	⑤	発送配達費	外注運搬費 荷造費 自社車両費	× × ○	× × ○	× × ○50%	× × ○	× × ○	× × ○	車両燃料費、修繕費を含む。
	⑥	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
	⑦	役員報酬		○	○	○	○	○	○	
	⑧	事務員給与		○	○	○	○	○	○	
	⑨	雑　　給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
	⑩	従業員賞与		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑪	退　職　金		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑫	減価償却費		○	○	○	○	○	○	
	⑬	地代・家賃		○	○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
	⑭	修　繕　費		○	○	○	○	○	○	
	⑮	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	○	
	⑯	通信交通費		○	○	○	○	○	○	
	⑰	水道光熱費		○	○	○	○	×	×	
	⑱	租税公課		○	○	○	○	○	○	
	⑲	寄　付　金		○	○	○	○	○	○	
	⑳	外　注　費		×	×	×	×	×	×	
	㉑	保　管　料				×	×			
	㉒	接待交際費		○	○	○	○	○	○	
	㉓	保　険　料		○	○	○50%	○	○	○	
	㉔	備品・消耗品費		○	○	○	○	○	○	
	㉕	法定福利費		○	○	○	○	○	○	
	㉖	厚　生　費		○	○	○	○	○	○	
	㉗	管理諸費		○	○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
	㉘	試験研究費		○	○	○	○	○	○	
	㉙	諸　会　費		○	○	○	○	○	○	
	㉚	組　合　費		○	○	○	○	○	○	

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）
http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

表 14　費用分解基準一覧表（その５）

番号		勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備　　考
				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	㉛	図　書　費		○	○	○	○	○	○	
	㉜	雑　　費		○	○	○	○	○	○	
6		営業外費用								
	①	支払利息割引料	借入金利息	○	○	○	○	○	○	
			手形割引料	○	○	○	○	○	○	
			社債利息	○	○	○	○	○	○	

注１　費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

２　貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

■2 種類の基準から判断した変動費と固定費の分類

福井港マリーナにおける一般管理費と、先に示した其々の基準から芦屋港 PB 係留施設における経費は下記の通り仕訳した。

なお仕訳に関しては、「中小企業の原価指標」（中小企業庁 HP）の「卸・小売業」を参考とし、営業調査積算要領（愛媛県 HP）の「サービス業」を参考とした。

表 15　芦屋港 PB 係留施設における経費分類案

科　目	分類	備考（理由等）
役員報酬	固定費	
給料手当	固定費	
雑給	変動費	利用者数多数時期にパート等を雇用
法定福利費	固定費	上記人件費に応じて変動
福利厚生費	固定費	
船舶運航費	固定費	脇田漁港フィッシャリーナの海面利用適正化業務を参考に設定
荷造運賃	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
船台費	0	個人所有の場合もあるので除外
交際接待費	固定費	
車輌費	固定費	
通信費	固定費	
水道光熱費	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
租税公課	固定費	
消耗品費	固定費	
事務用品費	固定費	
賃借料	固定費	
修繕費	固定費	
保険料	固定費	
支払手数料	固定費	
減価償却費	固定費	
燃料費	固定費	
諸会費	固定費	
県業務委託費	固定費	
食料費	固定費	
備品購入費	変動費	利用隻数に応じ変動するとした
委託費	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
部品購入費	固定費	
雑費	固定費	

【補足】

上記の「固定費」とは、施設を維持管理する上で必要とされる経費のことであり、芦屋港 PB 係留施設の場合、最大収容隻数を 200 隻と仮定しているため、固定費に関しては 200 隻利用時と同額の経費が発生しているとしている。